司会業務の委託に関する取引契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と株式会社★★★（以下「乙」という。）とは、以下の各条項を内容とした司会業務の委託に関する取引契約を締結する。

第１条（契約[illegible]

1　甲は、乙[illegible]甲が[illegible]設[illegible]次会等（以下、「披露宴等」[illegible]に関し[illegible]業務全[illegible]以下「[illegible]」[illegible]。）[illegible]委託[illegible]乙に[illegible]を[illegible]は下[illegible]契約[illegible]基[illegible]乙が[illegible]べき委託業務の具体的な[illegible]び[illegible]内容が[illegible]する個[illegible]発注（書面又は電子メール等記録に残る方法によるものとする。[illegible]対し、乙が承諾することにより決定され、個別契約が成立するものとする。

2　甲が、委託業務に関連して乙に支払う業務委託料は以下の通りとする。

挙式司会	１施行あたり金＿＿＿＿＿＿円（税別）／拘束時間上限＿＿時間（延長時は30分あたり金＿＿＿＿＿＿円（税別）の延長料）			
披露宴司会	１施行あたり金＿＿＿＿＿＿円（税別）／拘束時間上限＿＿時間（延長時は30分あたり金＿＿＿＿＿＿円（税別）の延長料）			
二次会司会	１施行あたり金＿＿＿＿＿＿円（税別）／拘束時間上限＿＿時間（延長時は30分あたり金＿＿＿＿＿＿円（税別）の延長料）			
上記一式	１施行あたり金＿＿＿＿＿＿円（税別）／拘束時間上限＿＿時間（延長時は30分あたり金＿＿＿＿＿＿円（税別）の延長料）			

3　乙は、委託業務の実施においては善良なる管理者の注意義務を負うものとする。

4　委託業務に[illegible]たりにつき事前の打ち合わせ●回分（１回あたりの時間[illegible]●時間）が含まれるものとし、乙の都合[illegible]が増加した場合には、甲は乙に対して１回[illegible]

5　委託業務の[illegible]経[illegible]以下[illegible]。[illegible]、[illegible]ものとする。

6　甲は、委託業務の提供を担当した乙のスタッフ（以下、「乙スタッフ[illegible]いう。）との間で、委託業務又は委託業務と同種類似の業務についての契約（雇用、請負及び準委任を含むが、それらに限られない。以下本契約において同じ。）に関する交渉を行ってはならず、乙スタッフから打診を受けた場合にもこれを拒絶し、直ちに乙に報告するものとする。

7　甲は、乙スタッフとの間で、委託業務又は委託業務と同種類似の業務についての契約を締結してはならないものとする。

第２条（決済方法）

1　前条規定の業務委託料及び交通費等は、毎月末において、当月中に提供された委託業務に関して、支払債権が発生するものとする。

2　乙は、毎月[illegible]に発生した前項の支払債権総額を算出し、請求書を作成、[illegible]●日までに届くよう甲に提出する。

3　甲は、前項の請[illegible]、所定の[illegible]月[illegible]月[illegible]月[illegible]ま[illegible]請求書記載の乙の金融機関[illegible]を[illegible]
なお、振込[illegible]

第３条（契約期間）

本契約の有効期間は本契約書取り交わしの日から１年間とする。但し、期間満了の３カ月前までに、甲乙いずれかにより書面による解約の申し出がなされなければ、さらに１年間これを延長するものとし、以降も同様とする。

第４条（契約の解除）

1　甲及び乙は、相手方に①強制執行、税金滞納処分を受けたとき、又は破産、民事再生、会社更生、解散（但し、合併による場合を除く）、清算、差押、仮差押、もしくは特別清算開[illegible]ったとき、②銀行取引停止処分があったとき、③主務官[illegible]り営業許可の取り消し、営業停止、その他[illegible]けたときは即時に、④本契約又は個別の[illegible]項に違反した[illegible]の通[illegible]契[illegible]ことができる。

2　前項の定め[illegible]甲[illegible]乙[illegible]力[illegible]反[illegible]関[illegible]らかになった場合には、[illegible]
相手方は解約と同時に一切の期限の利益及び損害賠償請求権を失う[illegible]とする。

第５条（披露宴等が解約された場合の取り扱い）

甲と顧客との間の披露宴等に係る契約が解約された場合には、甲から乙への第１条第１項規定の個別の委託も自動的に解約されるものとし、乙は甲に対して、下記を基準としたキャンセル料および発生済みの交通費等について精算を求めることができるものとする。なお甲は、自らが顧客からキャンセル料を回収できないことを理由に、この精算を拒絶できないものとする。

初回打ち合わせの実施以降、披露宴等当日の●日前までの解約の場合	個別契約の業務委託料（税込）の50%相当額
披露宴等当日[illegible]日前[illegible]2日前までの間の解約の場合	同75%相当額
披露宴等前日以[illegible]場合	同100%相当額

第６条（第三者委託）

乙は、任意に委託業務の全部又は一部を第三者に委託できるものとする。

第７条（損害賠償）

1　乙は、別段の定めがある他、本契約に関連して甲に損害を与えた場合には、相当因果関係の認められる範囲において損害を賠償する義務を負う。なお、乙が賠償すべき損害の金額は、第１条第１項規定の個別契約における業務委託料を限度とする。

2　前項に関わらず、乙が不可抗力により本契約の義務を履行できない場合は免責される。

第８条（機密事[illegible]

1　乙[illegible]本[illegible]の取引上相手方から知り得た情報（以[illegible]報」[illegible]の目的以外[illegible]①相手方から提供又は開示がなされ[illegible]き、[illegible]又は[illegible]に[illegible]の、[illegible]手方から提供又は開示がなされた後、自己の責に帰せざる事由により公知となったもの、③提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務[illegible]われることなく適法に取得したもの、④秘密情報によることなく単独で開発したもの、⑤相手方から秘密保持の必要なき旨書面で確認されたものは本条が適用される秘密情報から除外する。

2　甲及び乙は、法令に基づく強制力を伴う請求もしくは行政府又は司法府による強制力を伴う命令等があった場合には、前項の定めにかかわらず必要な範囲で秘密情報を開示することができる。但し、開示した場合には直ちに相手方にその旨通知しなければならない。

3　甲及び乙は、本契約が終了した場合に相手方から請求があった場合には、直ちに本条第１項に定める秘密情報が記載又は包含された書面その他の記録媒体（複製物を含む）を返還又は廃棄する義務を負う。

第９条（個人情報の取[illegible]

甲及[illegible]契[illegible]つ[illegible]提供を受けた個人情報（個[illegible]護[illegible]第[illegible]報[illegible]）[illegible]に従い適法・適正に管[illegible]ない[illegible]、相手方から漏洩防止等を目的[illegible]理方[illegible]定め[illegible]た[illegible]ちに[illegible]

第10条（残存条項）

本契約終了後も第１条第６項及び第７項、第２条、第５条及び第８条から第11条までの効力は残存する。ただし、第１条第６項及び第７項に限って残存期間は本契約終了後●年間とする。

第11条（管轄裁判所）

本契約に関連して紛争が生じた場合、その訴額に応じて乙の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第[illegible]条（[illegible]）

本契約[illegible]条[illegible]の内容と異なる合意がある場合には[illegible]の通[illegible]が[illegible]されたものとする。

以上

以上の合意を証するため、甲及び乙は本契約書を１通作成し、記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを各々保有する。

本契約書の取り交わ[illegible]際して発生する印紙税等の負担は折半する[illegible]

甲）

乙）

Sample Sample Sample Sample Sample Sample Sample Sample Sample Sample Sample Sample Sample Sample Sample